横須賀市
Yokosuka City

令和８年(2026年)11月19日
令和８年度第１回保健医療対策協議会
資料10

未来につなぐ、命の可能性



だれもが自分らしく暮らせるまちへ
横須賀市のがん患者支援

若年がん患者等妊孕性（にんようせい）温存治療に関する助成事業

将来に希望を持ってがん治療等に取り組めるよう、妊孕性温存治療に関する費用を助成します。

助成の対象になるもの

- 妊孕性温存治療に至らなかった方のカウンセリング費用（1回限り）
- 凍結保存した検体の凍結継続に係る費用（最大５回まで）

助成金額

- カウンセリング費用　10,000円（上限）
- 検体の凍結保存継続に係る費用　検体により15,000円から30,000円／年（上限）

詳しくは、
市ホームページを
ご確認ください。

民生局健康部健康管理支援課 市民健診・がん対策推進担当
☎ 046-822-4307

横須賀市　妊孕性助成　検索

１カウンセリング費用の助成

助成対象者	次のすべてに当てはまる方 1.申請日時点で、横須賀市に住民票がある方 2.市税の滞納がない方 3.横須賀市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではない方 （申請者が本人でない場合は申請者も同様） 4.国の要綱に基づく妊孕性温存治療の対象となる方 5.初回カウンセリング実施日における年齢が43歳未満の方 6.助成対象のカウンセリングを受け、治療に至らなかった方
助成金額	上限10,000円（費用の7割を助成／1回限り）
申請期限	カウンセリング終了日の翌日から1年以内
提出書類	1.申請書（意思決定支援（カウンセリング）用）（第4号様式） 2.意思決定支援（カウンセリング）実施医療機関証明書（第1号様式） 3.カウンセリングに要する費用がわかる領収書及び診療明細書※ 4.本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） 5.振込口座がわかる書類（通帳等） 3～5は写し ※2の作成に係る文書料を含む

２検体の凍結保存の継続に要する費用の助成

助成対象者	次のすべてに当てはまる方 1～3.「1カウンセリング費用の助成」の1～3と同様 4.国の要綱に基づく都道府県の妊孕性温存治療の助成を受けた方 5.更新期間初日における年齢が43歳未満の方
助成金額	検体の凍結保存の継続に要する費用 （費用の7割を助成／治療1回につき最大5回まで※） 1.卵子、胚（受精卵）、卵巣組織　上限30,000円／年 2.精子　上限15,000円／年 ※他の自治体で受けた年数を含む
申請期限	保存期間更新初日の翌日から1年以内
提出書類	1.申請書（検体の凍結保存継続用）（第5号様式） 2.都道府県の助成事業による助成金交付決定通知書 3.妊孕性温存治療日が確認できる書類（ない場合は第2号様式）　初回のみ 4.凍結保存の継続に要する費用がわかる領収書及び診療明細書※ 5.本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） 6.振込口座がわかる書類（通帳等） 複数年分の費用を一括で支払った場合 7.凍結保管機関保存継続証明書（第3号様式） 2～6は写し ※3・7の作成に係る文書料を含む

申請方法

1.健康管理支援課の窓口に直接または郵送で提出
2.電子申請（e-kanagawa）で必要事項を入力、添付
※市役所・行政センター・役所屋では受付しておりません

申請・問合せ

横須賀市民生局健康部健康管理支援課　市民健診・がん対策推進担当
〒238-0046　横須賀市西逸見町1-38-11ウェルシティ市民プラザ3階
☎046-822-4307　FAX 046-845-6871
E-mail　kenshin-hchp@city.yokosuka.kanagawa.jp